

災害補償とその責任の範囲——福嶋義弘

近年のわが国における権利意識の定着もしくは権利侵害に対する損害賠償請求意識の昂揚には、目をみはるものがある。そして、ときとして、個人個人の権利意識の結集が、住民運動となって現われる。建設工事から補償問題についても、思わぬ住民の抵抗あって紛糾することも多くなっている。

つい先日、千葉県でのマンション建設にあたって、日照権をめぐる近隣住民が地裁に訴えていた事件で、不動産業者が1500万円を支払うことで和解交渉が成立した記事が新聞にでていた。この解決は、不動産業者が法律上の賠償責任が確定して賠償したのではなく、将来起こりうべき住民の日照妨害に対して補償金を支払ったものであった。

こうした民事上の紛争解決の手段としては、訴訟によって法的に解決を図るほかに、当事者の示談や、仲介者をたてた和解等の方法があるが、従来わが国においては法的解決を図ることは、欧米諸国に比べるとはるかに少なかった。これは、封建時代から忍従の精神が尊ばれる日本人の精神構造や、裁判に費用と時間がかかることなどにも原因しているのであろうが根本的には権利意識の生長が遅れていたためであろう。

しかしながら、昨今は、だいぶ様子が違って来たようである。国民の権利意識が高まるにつれて、いままで泣寝入りしていた被害者

が、加害者に堂々と補償金を要求するようになり、また裁判に持ち込むケースがしだいに増加するようになっている。こうした社会状況を反映して、裁判所も、従来にまして、被害者保護の立場を強く打ち出す判例を示すようになってきている。これにつれて、加害者が問われる賠償責任の範囲はしだいに広がっており、賠償額も高額化している。

民法上、工事関係者が加害者として賠償責任を問われる場合は、一般に、その行為に「過失」があった場合である。建築工事中に通行人を負傷させたり、地下掘削工事で隣家を傾斜させたり、電気工事の不備により人を感電させたりした場合には、当然の注意義務違反として、過失責任を問われることになる。しかし、近代社会において、危険な企業が発達するに伴い、これら企業がひき起こす新たな危険より生じた損害に対しては過失がなくても、これら企業が当然に負担するのが損害の公平な負担であるとする無過失責任主義が発達し、この趣旨に沿った判例もふえてきている。

この無過失責任主義は、「企業が得ている利益は必然的に他人に損害を与えながら得たものであるから、その利益から損害を賠償するのが公平である」とする考え方である。その利益が、損害賠償のために不十分だとしても、賠償額は企業の経費に含め、この経費をその企業から便益を得ている一般公衆に料金・代金の形で転嫁すれ

ばよいとする考え方に裏打ちされている。

過失責任主義において加害者が賠償責任を問われるためには、原則として、加害者に過失があること、およびその過失の事実を被害者が挙証することが必要である。しかし、被害者が加害者の過失を証明することは、困難な場合が多い。これに対して無過失責任主義は、過失の有無を問わないから、ここに被害者保護の考え方が、全面的に打ち出されてくることになる。そもそも、損害賠償といい、損失補償といえども、その責任の有無を根底的に規定するのは、その損害をだれが負担するのが最も公平であり、妥当であるかについての社会通念なのであろう。

建設工事に伴って補償問題が生ずるケースは広汎多岐にわたっている。近隣家屋の滅失、毀損の損害、他人の生命侵害もしくは身体傷害をはじめとして、いわゆる公害としての騒音、振動、地盤沈下、井戸枯れ、さらには日照・通風・眺望妨害や電波障害等、補償のケースと、その内容は今後ますます複雑さと困難さを加えてゆくことになる。一方、法の運用・解釈においても被害者保護の精神が強く打ち出されてくる中で、工事の関係者としては補償問題の対処の仕方、なかんずく補償額の捻出については、あらかじめ万全の準備をしておくことが必要であろう。

(筆者・大正海上火災保険(株)業務2部 業務第3課長代理)